

会員各位

建設業労働災害防止協会栃木県支部

## 建災防加入証明書並びに実績証明書の発行及び取り扱いについて

建災防栃木県支部の事業活動につきましては、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、建災防加入証明書につきましては、会員の方々の利便性を考え各分会において発行をしておりますが、総合評価落札方式入札において必要な実績証明書においても、令和5年4月より各分会において発行できる運びとなりました。

また、令和5年4月より加入証明書並びに実績証明書の発行手数料につきましては、下記のとおり料金改定となりますので、ご了承下さるようよろしくお願いいたします。

なお、従来どおり建災防支部事務局窓口においても証明書を発行しておりますので、下記事項をご留意の上お越し下さい。

### 記

#### 1. 証明書発行の目的

加入証明書：栃木県入札参加資格申請書の提出書類に必要である

実績証明書：総合評価落札方式入札の申請に際しての提出書類に必要である。

別添の安全衛生活動等実績証明要領をご確認下さい。

#### 2. 加入、実績証明発行可能の事業所

##### 栃木県支部会費を完納されている事業所

\* 証明を求めようとする日の前日までにお支払い下さい。

会費未納事業所は証明書を発行できません。

#### 3. 加入、実績証明書発行手数料

1通 550円（消費税込み） / 令和5年4月1日から

#### 4. 持参するもの

建災防栃木県支部のホームページをご覧ください

URL <https://www.kensaibou-tochigi.jp/>

#### 5. 注意事項

事業所の商号又は名称、所在地及び代表者氏名の変更があった際に建災防栃木県支部の変更届(別添様式)の届出をしていない場合は、早急に変更届を分会に提出して下さい。提出していない場合は、正確な証明書の発行が出来ません。

※ 証明書の有効期限は、発行の日から3ヶ月以内です。

# 令和5年度総合評価落札方式に関する安全衛生活動等実績証明要領

建設業労働災害防止協会栃木県支部

栃木県が発注する建設工事の「総合評価落札方式」に関する安全衛生活動等の実績証明に実績証明書を添付する。

## 実績証明発行基準

1. 栃木県支部に加入しており、前年度に実施した安全衛生活動への参加実績状況が2区分以上該当した場合
2. 前年度中に死亡災害又は3人以上の重大災害等を発生した場合は、1区分減点となりますので、3区分以上該当した場合

注) 安全衛生活動等実績証明願書に伴う事故報告書の提出を怠った場合は、虚偽の申請となり、「実績証明書」は無効となります。

## 発行手順

1. 安全衛生活動等実績の証明を受けようとする事業者（以下申請者という）は、「安全衛生活動等実績証明願書」（以下実績証明願書という）に、建災防栃木県支部又は所属分会において前年度に実施した安全衛生活動への参加実績について記載し栃木県支部又は所属分会に提出します。  
修了証のコピーが必要になる活動項目がありますので、修了証コピーの有無をご確認のうえ申請をお願いいたします。
2. 証明を受ける年度で 前年度中に死亡災害又は3人以上の重大災害等が発生した場合は、「安全衛生活動等実績証明願書に伴う事故報告書」を併せて提出します。
3. 提出された「実績証明願書」の実施事項について相違のない場合は、「安全衛生活動等実績証明書」（以下、実績証明書という）が発行されますので、申請者は発行された「実績証明書」を発注者に提出してください。
4. 当該年度における2回目以降の「実績証明書」の発行を受ける申請者は、栃木県支部または所属分会に「実績証明願書（再発行）」を提出してください。

## 発行手数料並びに有効期限

1. 1回550円（消費税込み） / 令和5年4月1日から
2. 実績証明書の有効期限は、発行の日から3ヶ月以内です。

建設業労働災害防止協会栃木県支部 HP URL [https : www.kensaibou-tochigi. jp/](https://www.kensaibou-tochigi.jp/)

上記の必要な願書等は、ホームページからダウンロードしてください。